確定申告資料の作成にあたり

■　Web 簿記システムでらくらく仕訳　■

所得税の確定申告は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に生じた所得について、その所得金額とこれに対する税額を納税者自らが計算し、その年の翌年《28 年分の場合:平成 29 年 2 月 16 日(木)から 3 月 15 日(水)までの間》に申告をすることで納税又は還付をうけることになっています。

《JA 確定申告支援サービス Web 簿記システムのご紹介》

確定申告の時期になると、貯金通帳や請求書・領収書などを集めて確定申告に向けた農業所得の計算に追われていませんか？これらの作業は非常に煩わしく相当な時間と労力が必要となります。また、度重なる税制改正や青色申告者については複式簿記の記帳が必要になるなど、相当の知識や勉強が必要となります。そこで、JA確定申告支援サービス Web 簿記システムをご紹介します。

□受けられるサービスの内容 □

年間利用料金：1名当たり2,000円（税別）

申し込みをされた皆様のJA取引データ(普通貯金・購買代金の決済)は自動的に費用や収入勘定へ振り分けを行い、確定申告前には農業所得の収支決算書が出来上がっているようにすることがサービスの目的です。現在、JA越前たけふでは431名の農家がこのサービスを利用しています。

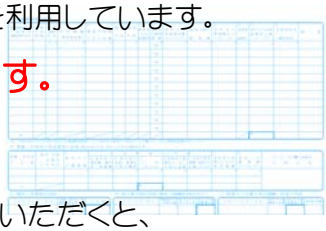

※確定申告の相談はシステム利用者の方に限定させていただきます。

（確定申告相談日に Web 簿記システムの申込みをお願いします。）

① 減価償却資産の管理

農業機械や設備、車両、建物など所有されている固定資産の情報をJAに一度登録いただくと、自動的に正確な減価償却費の計算を行い、償却資産一覧表など税務申告に必要な計算書類を作成します。

② 記帳代行による農業収支決算書の作成支援

機械的に仕訳ができない取引やJA以外での現金取引なども含めた農業関係の取引について、どのようにするかを定期的に確認し、白色申告や青色申告まで税務申告に必要な各種書類の作成支援など農家の税務申告をサポートします。

③ 簿記仕訳データの提供

JAを利用いただいた取引内容をすべて複式簿記のデータに変換して、ソリマチ農業簿記ソフトに一括入力します。これで、JAで取引した内容についてはいちいちパソコンで記帳する必要はありません。ご自分でパソコンを使って決算書を作成している方や集落営農組合の会計担当者は、一気に作業時間が短縮できます。

④ 確定申告書の作成、e-Taxによる申告も可能、Web 簿記システムを利用することにより確定申告書も作成でき、e-Taxでの電子申告も可能です。

【JAに寄せられた農家の声】

◎ 減価償却費の計算が瞬時にでき、申告にかかる時間が短縮できた。
◎ JAから仕訳データをもらえたので、青色申告ができるようになった。
◎ 税務署に聞かなくても、税制改正やe-Taxなど簡単に対応できた。
◎ 通帳コメントがわかりやすくなって、集落営農組合の経理もやり易くなった。
◎ ソリマチ農業簿記ソフトへ取引内容をそのまま移行できるため、非常に便利。

※内容については各支店営農指導員にお気軽にお問い合わせください。

JA 出資配当金の配当所得申告について

JA越前たけふの組合員については、平成27年度の出資配当金が平成28年3月27日に入金されていますが、この金額については、源泉徴収税額を差し引いた後の金額となっています。

26年度より配当所得・収入から復興所得税を含めて20.42%の金額が源泉徴収されていることや、配当控除（配当所得の10%）があることから、納税額が還付される可能性がありますので、必ず申告するようにしてください。

通帳記載内容

年 月 日	摘　　要	コメント	お預り金額	差 引 残 高
28-3-27	出資配当金	H27ネンド	＊8,000	＊○○○○○

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
配当	JA越前たけふ	10,052円	2,052円
	㊇ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		2,052円

配当所得・収入の金額（円未満切捨）

8,000円÷0.7958＝10,052円

源泉徴収税額

10,052円－8,000円＝2,052円

配当控除（配当所得の10%）

10,052円×0.1＝1,005円

課税される所得金額が0の場合は、配当控除はできないので注意してください。
3 月 27 日に入金されている利用高配当は、配当所得ではありません。雑収入になります！

農業者の皆さん、青色申告を始めましょう！

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は平成30年２～３月）。

青色申告とは

○「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

- 正規の簿記は、複式簿記です。
- 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

青色申告の主なメリット

○ 青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は６５万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

○ 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後３年間（法人は９年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※ 帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。

【お問合せ先】農林水産省北陸農政局福井支局 0776－30－1611